

ダイレクト定期 規定

平成 16 年 4 月 1 日現在

ご契約いただいた定期預金は、本規定によりお取扱させていただきますので、ご一読くださいますようお願い申し上げます。

本規定は平成 16 年 4 月 1 日以降にたましんダイレクトにより契約される「ダイレクト定期」に適用されます。

1 .(取扱い)

(1) 自動継続式

この預金は、初回満期日まではダイレクト定期として取扱い、満期日に前回と同一の期間の自動継続自由金利型定期預金 (M 型) ・自動継続自由金利型定期預金に自動的に継続します。

この預金の継続後の利率は、継続日における自動継続自由金利型定期預金 (M 型) ・自動継続自由金利型定期預金の店頭掲示の利率とします (ダイレクト定期の優遇は初回満期日までであり継続後はダイレクト定期の優遇はされません) 。

自動継続自由金利型定期預金 (M 型) で契約したものについては、元利金継続によって預入金額が 1,000 万円以上となった場合でも自動継続自由金利型定期預金 (M 型) のまま継続されます。

(2) 自動解約式

この預金は満期日に自動的に解約し、利息とともに代表口座 (既に総合口座、定期通帳をお持ちの場合はあらかじめ指定された口座) に入金します。

2 .(受入れ)

この預金の受入れはたましんダイレクトでの登録口座からの振替に限定します。

3 .(利息)

(1) この預金の利息は、預入日 (継続をしたときはその継続日。以下、第 3 条第 1 項および第 2 項において同じです) から満期日の前日までの日数 (以下「約定日数」といいます。) および預金の利率 (継続後の預金については第 1 条第 2 項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。) によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の 2 年後の応答日以降預入日の 5 年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

預入日から満期日の 1 年前の応答日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応答日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および当該預金の中間利払利率 (継続後の預金の中間利払利率は、次の A または B によります。) によって計算した中間利払額 (以下「中間払利息」といいます。) を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日 2 年後の応答日を満期日としたこの預金 (以下「自動継続自由金利型 2 年定期預金 (M 型) 」) といいいます。) に限り、中間払利息を定期預金 (以下「子定期」といいます。) とすることができます。子定期は金利優遇の対象ではありません。

A 預入日の 2 年後の応答日以降 3 年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の継続後の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70% を乗じた利率によります (小数点以下の取扱いは当金庫所定の方法によります) 。

B 預入日の3年後の応答日の翌日以降5年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の継続後の中間利払利率は、継続後の預金の利率に100%を乗じた利率によります。

中間利払利息(中間利払日が複数ある場合は、各中間利払の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は、満期日に支払います。

なお、自由金利型定期預金(M型)の3年以上5年以下の預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下、第3条第1項および第2項において同じです)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および預金の利率(継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって6ヶ月複利の方法で計算し、満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

預入日から2年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に預金口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。

自動継続自由金利型2年定期預金(M型)の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A 預金口座へ振替える場合は、中間利払日および満期日に代表口座(既に総合口座、定期通帳をお持ちの場合はあらかじめ指定された口座)に入金します。

B 中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にする自由金利型定期預金(M型)(以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、その利率は、中間利払日における店頭表示金利を適用します。

満期払利息は満期日に元金を組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金(M型)に継続します。

預入日の2年後の応答日の翌日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、各中間利払日に代表口座(既に総合口座、定期通帳をお持ちの場合はあらかじめ指定された口座)に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に代表口座(既に総合口座、定期通帳をお持ちの場合はあらかじめ指定された口座)に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、以下の方法によります。

・自由金利型定期預金(M型)の場合

預入日の3年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点以下の取扱いは当金庫所定の方法によります)によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息(中間利払日が複数ある場合には、各中間利息の合計額)が支払われている場合には、その支払額と次の利率によって計算した利息額との差額を精算します。

A 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率

B 6ヶ月以上1年未満 約定利率×50%

C 1年以上3年未満 約定利率×70%

預入日の3年後の応答日を満期日としたこの預金の場合

利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点以下の取扱いは当金庫所定の方法によります）によって6ヶ月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

A 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率

B 6ヶ月以上1年未満 約定利率×40%

C 1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×50%

D 1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×60%

E 2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×70%

F 2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×90%

預入日の3年後の応答日の翌日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率

B 6ヶ月以上1年未満 約定利率×10%

C 1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×10%

D 1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×20%

E 2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×20%

F 2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×20%

G 3年以上4年未満 約定利率×40%

H 4年以上5年未満 約定利率×60%

・自由金利型定期預金の場合

預入日の6ヶ月後の応答日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点以下の取扱いは当金庫所定の方法によります。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率 - 約定利率×30%

C 約定利率 = $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいい、金利優遇の対象外となります。

預入日の6ヵ月後の応答日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点以下の取扱いは当金庫所定の方法によります。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率 - 約定利率×30%

B 約定利率 = $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

(4) この預金の付利単位は 1 円 (1,000 万円以上は 100 円) とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

4 . (預金の解約)

この預金を解約するときは、たましんダイレクトにより行なうか、または当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともにご契約店舗にご提出ください。

5 . (届出事項の変更、通帳の紛失)

(1) 通帳、印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によってご契約店舗に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 通帳、印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6 . (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合は、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見人監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前 2 項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4) 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5) 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7 . (払戻しについて)

たましんダイレクトで ID およびパスワードで預金者が確認されたものについては、書面および印鑑の届出によらず預金の払戻しを行いません。また、通帳により支払う際、当金庫が払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8 . (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

9 . (預金保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に

対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第 1 項により相殺する場合の利息等については、次の通りとします。

この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4) 第 1 項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第 1 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する当の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 0 . (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、第 3 条の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金通帳等を発行しないこととし、次により取扱います。

中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

中間利息定期預金をこの預金とともに解約するときは、たましんダイレクトで手続きを行うか、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。

中間利息定期預金のみを解約することはできません。

以上